

平成 23 年 9 月

平成24年度当初予算編成に対する
重 要 政 策 提 言

兵庫県議会議員

石 原 修 三

平成23年 9 月14日

兵庫県知事

井戸敏三様

兵庫県議会議員

石原修三

平成24年度当初予算編成に対する重要政策提言について

近年、社会の急激な変化により、様々な問題が噴出しています。そして、県民のニーズもどんどん多様化し、行政に求められる役割の水準も高くなっています。しかし、財源や人員も限られる中、行政がすべての要求に応えようとするれば、財政の悪化や職員の疲弊を招き、また、住民の側にも行政への過度の依存傾向を強めることになり、決して望ましいとはいえません。

私たち日本人には、もともと家族、地域、組織など集団の中で互いに助け合って生きていこうとする徳性があります。しかし、個人主義の強まりの中、この徳性が忘れられがちになっているように思います。これからの県政においては、「自助」と「公助」だけでなく、我々が有しているこの「共助」の力をもっと活用していくべきだと私は考えています。

人は一人では生きていけません。みんな誰かのお陰で生活できています。何でも県がやろうとするのではなく、県民に、今、社会のために自分ができることに気づいていただく、県民自らの潜在力の活用を促すという視点から政策を展開することも大切だと思います。

また、民主主義の名の下、多数派が、反対派や少数派の意見を顧みようとしない風潮が強まっている事も気になります。県の政策展開に当たっては、反対意見や少数意見の中にも汲むべき点がないか、十分留意の上進めていただきたいと思います。

このような認識のもと、以下9項目13件にわたり、平成24年度当初予算編成に向けた政策提言を行います。ご検討の上、具体的な政策として実現していただきますよう、よろしくお願いします。

1 県のエネルギー政策について

- (1) 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電に対する信頼が揺らぎ、「脱原発」や「再生可能エネルギーへの転換」を求める声が強まっている。中長期的な方向性としては異論がないが、再生可能エネルギーは、現時点では、発電コストや供給面での安定性などまだまだ課題が多く、今すぐ原子力に取って代われる状況にはない。

県におけるエネルギー政策の決定に当たっては、情緒的な議論に流されることなく、産業や県民生活に対する影響、技術革新の状況等を中長期的な観点から冷静に見極めて判断すること。

- (2) 東日本大震災は、大規模な発電施設を集中的に立地させる事が、コスト面では優れていても、大規模災害時にはリスクとなる恐れを浮き彫りにした。危機管理の観点からも、今後は、企業や住民の力を活用し、多様な主体が、様々な方法により発電を行う分散型エネルギーシステムの導入を推進するなど災害に強いエネルギー供給体制の構築を進めることを検討すること。

- (3) 再生可能エネルギーとして、県は太陽光発電の導入促進に力を入れているが、太陽光発電は発電効率が低く、天候にも左右され安定性に欠け、発電量を増やそうとすると広大な土地を必要とするなど課題も多い。

この点、最近、注目を集めている小水力発電は、降水量の多い我が国では適地も多く、設置規模も小さくてすみ、昼夜・季節を問わず発電量も安定し、高度な技術を必要としないので信頼性も高いなど利点が多い。また、過疎化が進む山間地をエネルギー生産拠点に変える可能性もあり、今後、導入の促進に努めるべきである。

ただ、設置コストや水利権の面で課題もあることから、課題の解決に向けた検討を進めるなど、導入を進めるための施策の展開を図ること。

- (4) 電気事業の自由化で50kW以上の需要があれば特定規模電気事業者（PPS）から電気を購入できるようになっており、現在、近畿の自治体でも、大阪府や奈良県、神戸市を含む4政令市などがPPSから電気を調達している。

電気の調達先についてPPSを含めた入札を行えば、競争により従前より電気料金が下がる場合もあり、また、電気の調達先の多様化は、原子力発電

所の運転休止の長期化による電力需給の逼迫の緩和など、危機管理の面からも利点がある。

本県でも、以前、本庁舎でPPSから電気を調達した例があるが、県として行革や危機管理対策に力を入れている中、PPSからの電力の調達が可能な庁舎や施設については、全庁的にPPSも含めた入札を積極的に実施するよう努めること。

2 防災対策について

- (1) 東日本大震災に係る被災地支援については、阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かして、引き続き、できる限りの支援を行うこと。

また、近い将来の東南海・南海地震の発生が危惧される中、今回の支援の経験を今後の防災対策を活かしていくこと。

- (2) 東日本大震災の発生により、現在、防災対策としては地震津波対策や原子力災害対策に注目が集まっている。しかし、温暖化が進む中、集中豪雨の発生による災害が増えており、緊急度や危険度では、風水害対策の方が上回っていることを忘れてはいけない。

特に都市部では、アスファルトやコンクリートで舗装されている土地が多く、排水能力を超える雨が降れば一気に被害が広がる恐れがあり、溢れた水が地下街に流れ込めば重大な被害を引き起こす。排水能力や貯水能力の向上、地下街の水没対策など都市における水害対策についても推進を怠らないこと。

3 電磁波対策について

先般、世界保健機関（WHO）は、携帯電話の電磁波による発ガンの可能性を指摘する報告を行った。電磁波については、以前から、人体への危険性を指摘する報告があり、不安を感じている人も多い。

しかし、放射線の問題などに比べれば、行政の関心も著しく低く、電磁波に対する研究や情報提供はほとんどなされていない。また、我が国では、電磁波の発生が想定される高圧線の鉄塔の近くや送電線の下に住宅がある風景もよく見かける。

県民の安全・安心を守る立場からも、国への働きかけも含め、電磁波問題に係る検証と、それを踏まえた対策の実施や、県民への正しい情報の提供に努めること。

4 受動喫煙防止条例（仮称）の制定について

県民の健康増進という条例制定の目的に対して異論はない。

しかし、本条例は、公共施設だけでなく、民間の飲食店にも原則として禁煙を義務づけるなど、全国的に見ても厳しい内容となっており、規制による影響が予想される関係者からは、条例に反対する意見も出ている。条例制定の検討に当たっては、検討委員会の報告書案を絶対視するのではなく、さらに議論を尽くし、関係者の理解も得た上で進めること。

また、規制の導入により、喫煙室の設置等で費用負担が発生する場合は、負担を軽減する財政的措置を検討する等、飲食店にのみ一方的に規制強化による負担を負わせることのないよう配慮すること。

5 楽農生活の推進について

近年、食の安全・安心や、貿易の自由化を巡る食料自給率の問題などにより、県民の農業に対する関心は高まっている。このような中、県の農業施策としては、産業としての農業振興対策だけでなく、県民の農業に対する理解を深めるため、県民が食と農に親しみ、命をつなぐ仕事としての農の大切さを自覚し、食料自給に対する意識を向上させ、それぞれのライフスタイルに応じた取り組みを実践できるよう、働きかけていくことが重要である。

この点、県では、「楽農生活」を提唱し、その実践・体験拠点として兵庫楽農生活センターを設置しており、農業に触れたいという県民のニーズにもマッチして、平成18年度の開設以降、毎年、20万人程度の入園者を集めるなど、楽農生活の拠点として成果を上げている。

しかし、参加希望者が募集定員を超えて希望に応じられないコースがあったとも聞くので、近隣の市民農園等とも連携するなどして、利用希望に柔軟に対応できるようにすること。

また、神戸地域以外の都市住民における楽農生活に対するニーズに応えるため、サテライト施設の設置などによる全県的な展開も検討すること。

6 外国資本による水源地域の買収対策について

林野庁の調査によれば、近年、北海道を中心に外国資本による森林の買収が進んでいる。世界的な水需要の増加を背景にした水資源の確保が目的とも言われ、自治体の中には対策を検討する動きも出ており、北海道のニセコ町では本年5月に水資源を保全するための条例を施行した。この条例では、地下水の多量採取や水源地周辺の開発を許可制にして乱開発を防ごうとしている。

豊かな森林を有する本県にとっても他人事ではなく、実際、林野庁の調査でも、神戸市内において平成19年に1件2haの森林取得の事例があったことが報告されている。本県においても外国資本の森林取得の実態把握に努めるとともに、水資源を守る観点から条例による規制も含め対策の検討を進めること。

7 紀淡連絡道路事業の推進について

和歌山と洲本を結ぶ道路として計画されている「紀淡連絡道路」は、関西における環状道路ネットワークを実現するとともに、四国、淡路、和歌山、大阪南部など関西南部の都市間交流を促進することが期待されているが、国や自治体の財政難から実現に向けた動きはストップしている状態である。

昨年末、設立された関西広域連合は東日本大震災の支援で成果をあげるなど一定の効果を発揮しているが、関西広域連合が、関西全体の広域行政を担う責任主体として更に成長していくためには、経済・文化面での交流を促進するなど構成府県間の一体性を高めていく必要があり、そのためには「紀淡連絡道路」の整備が欠かせないと考えている。

昨今の社会経済情勢からすれば、中長期的課題にならざるを得ないとは思いますが、実現に向けた旗を降ろすことなく、整備に向けた国への働きかけを継続強化すること。

8 地域整備事業の終息に向けた検討について

現在、企業庁の地域整備事業においては、新たな開発には着手せず、既存の事業用地の分譲を推進し平成30年度までに分譲済率90%を目指すとしている。しかし、平成22年度末時点の進捗率は約70%にすぎず、今後は年平均約20haの分譲を進めなければならないが、これは過去3年間の実績を大幅に上回っており、今後の経済情勢の見込みからすれば目標達成は事実上不可能と思われる。また、分譲対象の土地以外に1300haを超える進捗調整地も抱えている。

企業庁の地域整備事業は、経済成長期における良質な産業用地、住宅用地の供給という点で重要な役割を果たしてきたが、民間企業も力をつけるとともに、少子高齢化が進み人口減少社会を迎えた今、その役割をすでに終えていると考える。

事業を継続すれば、人件費等の管理経費、企業債の利息等の費用負担も発生し続ける。事業を継続することによるマイナス面も良く見極め、事業からの早期撤退も見据えた検討を進めること。

9 警察力の充実について

県民の安全・安心を守ることは、県に課せられたもっとも大きな役割である。厳しい財政状況の中、聖域無き行革を進める必要性は認めるものの、警察力の低下は県民の安全・安心に直結する問題であり、一定の配慮が必要で慎重に対応すべきである。

特に、体感治安の悪化が言われる今、地域の中において、警察官の姿が見え、交番等の拠点があることは、県民の安心感や犯罪の抑止にもつながり、事件発生時の初動対応面でも効果がある。

現在の財政状況においても、必要であれば体制の強化をためらうべきではないが、警察官の増員や交番等の新設が難しいのであれば、既存の組織・人員を効率的・効果的に活用するため、県下の治安状況の変化を適時的確に把握し、それに応じて人員の配置や拠点の再編など体制の見直しを柔軟に進めるなど、速やかな対応に努めること。